第10章 外資規制業種

1. 条件付投資分野

条件付投資分野とは、投資活動を実施するには、国防、国家の治安、社会の秩序、安全、社会道徳、市民の健康を理由とする必要条件に適合しなければならない分野のことを言い(投資法第7条1項)、投資法の別表第4に該当分野が列挙されている。さらに、投資法の施行政令31号(31/2021/ND-CP)にて、条件付きで投資が認められる59分野を示し、その外資規制の内容について明示されている。この条件付投資分野の条件は、各法律、国会常務員命令、政令及び国際条約で規定され、省庁、人民評議会、人民委などの機関では規定できないとされている(投資法第7条3項)。

条件付投資分野のリストは旧法にも記載されていたが、旧法のリストは必ずしも網羅的ではなく、各業界に関連する別の法令において当該リストに存在しない外資規制が定められていることもあった。外国投資家の便宜を図るため、投資法第4条第3項但書が列挙する一部の例外を除いて、全ての外資規制対象の業種は投資法別表第4に網羅されるようになった(投資法第4条第2項)。また、条件付投資分野及び投資禁止分野以外の分野、並びにこれらの分野に属するものの具体的な外資規制内容が定められていない分野については、外資規制を受けず、内国投資と同様に市場アクセスを認められることが、明確に確認された(本施行細則第17条)。よって、今後は、外資規制の有無を検討する際には、投資法(及び今後の改正版)を確認すれば基本的に足りるということになる。なお、条件付外国投資リストに適用される具体的な外資規制の内容は、施行政令31号第18条に従って、計画投資局のウェブサイトに公表されている。

以前であれば、国内法上、外資規制が具体的に定められていない分野においても、世界貿易機関 (WTO) 協定などで明示的に外資開放が定められていないものについては、ベトナム当局の裁量に基づいて外国投資プロジェクトの申請に実務上制限を課すことが散見されていた。今後は、そのような明確な根拠のない外資規制が適用されなくなることが期待される。

2. 投資禁止分野

ベトナム政府は、投資法の施行細則に当たる政令 31 号 (31/2021/ND-CP) にて外国企業の投資を禁止する 25 分野を明示している。禁止分野リストが明示されたことで、リスト以外の分野では外国企業も地場企業と同条件になる。これにより、参入条件の予見が可能になり、投資誘致の拡大につながると期待されている。(図表 10-1 参照)。

図表 10-1 投資禁止分野

1	商業分野で国が独占的に扱う商品・ サービスの取引	14	積み換え貨物
2	メディア活動及びあらゆる形態の 情報収集	15	再輸出のための一時輸入
3	漁業	16	外国人投資家、外資系経済団体向け の商品リストにある商品の輸出、輸 入、及び流通の権利の行使
4	公安調査	17	軍隊での公共財の収集、購入、取扱い
5	司法行政	18	軍隊と警察で使用する兵器弾薬、機器、資材、装備などの取引と、それらの製造に使用する特殊機器と技術
6	海外雇用契約に関する職業紹介	19	知的財産と工業財産の評価
7	墓地開発・墓地運営	20	領海・港湾の維持や運営、調査など
8	家庭ごみ収集	21	沿岸警備など
9	世論調査	22	各種輸送手段の検査や認証、輸送に 使う車両や機器などの安全証明、海 上での石油ガス探査や開発に関す る検査や安全証明など
10	発破・破砕	23	天然森林の調査や開発など
11	武器・爆発物の製造・取引	24	農業・地方開発省の評価を受けてい ない家畜の遺伝子情報の調査や使 用
12	中古船舶の輸入・解体	25	観光(海外旅行者向けを除く)
13	公共郵便		

(出所) 投資法施行政令 31 号 (31/2021/ND-CP)